

川西町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

6

6

平成26年10月

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「川西町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進担当者会の設置

関係機関の連携を図るため、本プログラムを策定しました。

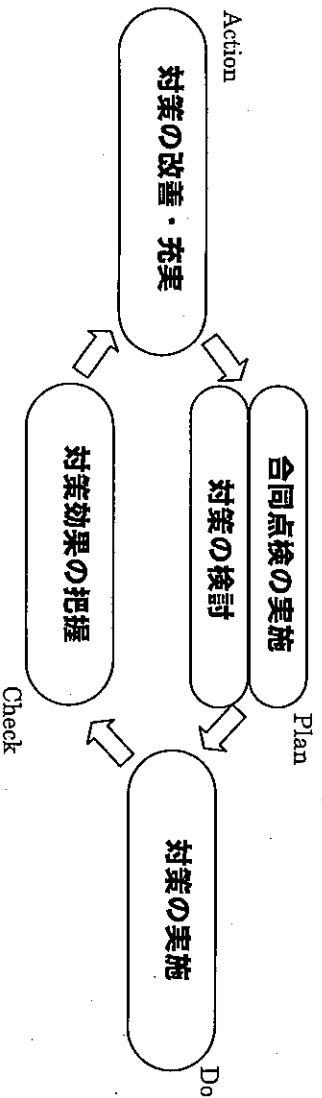
- ・ 山形河川国道事務所 米沢国道維持出張所
- ・ 山形県置賜総合支庁建設部道路計画課
- ・ 米沢警察署生活安全課
- ・ 米沢警察署交通課
- ・ 川西町地域整備課
- ・ 川西町住民生活課
- ・ 米沢地区交通安全協会
- ・ 川西町教育委員会
- ・ その他必要に応じて学校・保護者・地区より

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・4月中に各小学校で通学路の安全点検を実施し、危険個所を教育委員会に報告します。
- ・危険個所及び具体的な内容を整理し、6～7月に数日間に分けて、学校や地区と一緒に合同点検を実施します。
- ・冬期間に関する危険箇所については、積雪時(2月上旬頃)にも合同点検を行います。
- ・年度途中に危険箇所が確認された場合は、随時報告をもらい、適宜点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・小学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、交通安全協会、教育委員会、自治会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な対策案を検討します。

(4) 対策の実施

- 対策の実施にあたっては、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づき対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(例) ・学校などへの調査

・車両と歩行者の離隔を測定

(6) 対策の改善・充実

- 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- 小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。